

介護報酬の返還について

江戸川区における介護報酬の返還手続については下記のとおりとなりますので、適切なお対応をお願いします。

1 返還事由別の返還方法について

(1) 運営指導による場合

運営指導の改善報告において返還総額、内訳（対象者、返還内容、対象月等）を報告のうえ、過誤申立により返還を行ってください。

なお、複数回にわけて返還を行う場合は、改善報告時に月ごとの返還金額、対象者等を返還計画書に記載して提出し、返還計画に沿って返還を行ってください。（「介護報酬返還に関する内訳及び一覧表」参照）

(2) 運営指導以外による場合

過誤申立書に返還理由を明示したうえで、返還を行ってください。

なお、複数回にわけて返還を行う場合は、月ごとの返還金額、対象者等を返還計画書に記載して提出し、返還計画に沿って返還を行ってください。（「介護報酬返還に関する内訳及び一覧表」参照）

2 返還時の留意点

(1) 介護報酬の返還は過誤申立により行ってください。

江戸川区では納付書による返還方法は行っておりません。

(2) 「過誤申立書（下記URL①参照）」は、江戸川区所定のものをご使用ください。

「介護報酬返還に関する内訳及び一覧表（下記URL②）参照」は参考様式になりますので、記載内容が網羅されていれば、別様式を使用いただいても差し支えありません。

なお、書式のダウンロードについては、下記3のURLからご確認ください。

(3) 介護報酬の一部返還については、同月過誤（過誤と同時に再請求を行い、事業所への支払時に差額の調整をする方法）等を活用し、事業所運営に支障が出ないよう留意のうえ行ってください。

(4) 複数回にわけて返還を行うのは、介護報酬の一括返還により事業所運営に支障を来す等の特段の事情がある場合に限り、事前に担当までご相談ください。

3 過誤申立に係る書式の掲載場所について

○介護保険のページ > ○事業者向け情報 > ○過誤申立書 又は ○指導関係

①過誤申立について：<https://www.kaigo.city.edogawa.tokyo.jp/related/related0361.html>

②介護報酬返還について：<https://www.kaigo.city.edogawa.tokyo.jp/related/related09.html>

【担当・問い合わせ先】

江戸川区福祉部介護保険課指導係

電話 03-5662-0892（直通）

FAX 03-5663-5172